

議案名	富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	<p>令和5年6月9日行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布され、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表第二の廃止及び当該廃止に伴う新たな定義の追加等を含む一部改正が施行されます。</p> <p>このことに伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）について、文言、規定内容等を改める必要があるため、当該条例の一部改正を行うものです。</p>
制定内容	<p>改正内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 番号利用法別表第二の廃止及び新たな定義の追加に伴う改正 第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改正するものです。</p> <p>(2) 範囲を明確化するための文言修正 第4条第1項中「市の機関」を「市長又は教育委員会」に改め、同条第3項中「市の機関」を「市長又は教育委員会」に改正するものです。</p>
施行日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

新	旧
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び <u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び <u>市の機関</u> が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 <u>市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務</u> を処理するためには、 <u>利用特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 <u>市の機関</u> は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するためには、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。
4 (略)	4 (略)